

平成29年5月25日

各位

会 社 名 ダイワボウホールディングス株式会社 代表者名 代表 取締役社長 野上 義博 (コード番号3107 東証第1部)

問合せ先 法務コンプライアンス室長 村田 浩一

(TEL 06-6281-2325)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第107回 定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 単元株式数の変更

## (1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

## (2)変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更 いたします。

#### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案および「3.定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

## (1) 併合の目的

上記「1.単元株式数の変更」に記載のとおり普通株式の単元株式数を1,000 株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするため、当社株式について10株を1株にする併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施することといたしました。

#### (2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実質上9月29日)現在の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

#### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日)	192, 712, 926 株
株式併合により減少する株式数	173, 441, 634 株
株式併合後の発行済株式総数	19, 271, 292 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、 併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

## (3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)	
総株主	14,396名(100.0%)	192,712,926株(100.0%)	
10 株未満	388名 (2.7%)	1,121株(0.0%)	
10 株以上	14,008名 (97.3%)	192,711,805株 (100.0%)	

(注)本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様388名(その所有株式数の合計は1,121株)が株主たる地位を失うことになります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、その単元未満株式を買取ることを当社に対して請求するとともに、会社法第 194 条第 1 項および当社定款第 9 条の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (5) 併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数	併合後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)
4億株	4千万株

#### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

① 上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条および第30条を変更するものであります。

なお、現行定款第24条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### (2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

# 現行定款

# 第2章 株 式

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、<u>4億</u>株 とする。

## 第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。

### 第4章 取締役および取締役会

### 第24条(社外取締役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

## 第30条(社外監査役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新設)

# 変更案 第2章 株

大

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、<u>4千万</u> 株とする。

## 第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第4章 取締役および取締役会

### 第24条(取締役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

## 第30条(監査役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 附則

第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日経過後これを削除する。

## 4. 日程

① 定時株主総会決議日
② 単元株式数変更の効力発生日
③ 株式併合の効力発生日
④ 発行可能株式総数変更の効力発生日
⑤ 端数株式の処分代金のお支払い
平成29年10月1日(予定)
平成29年10月1日(予定)
平成29年10月1日(予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日です。

以 上

添付資料:(ご参考)単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

#### 添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

- Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
- A1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。 今回当社では、単元株式数を1,000 株から100 株に変更いたします。
- Q2 株式併合とはどのようなことですか。
- A 2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。 今回当社では、10 株を1株に併合いたします。
- Q3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。
- A3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000 株から100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするため、当社株式について10 株を1株にする併合を実施することといたしました。併合実施後の100 株は併合実施前の1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1(1,000株から100株に変更)となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないことになります。

- Q4 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。
- A 4 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となります。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

- Q5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。
- A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の1になりますが、株式併合の 効力発生日後に、併合割合(10 株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定 させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由と して株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株 式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。
- Q6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。
- A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の1を乗じた株式数 (1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株

式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000 株	2個	200 株	2個	なし
例 2	1,500 株	1個	150 株	1個	なし
例3	555 株	なし	55 株	なし	0.5株
例 4	1株	なし	なし	なし	0.1株

- ・例1に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例2および例3では単元未満株式(効力発生後において、例2は50株、例3は55株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。
- ・例3および例4において発生する端数株式(例3は0.5 株、例4は0.1 株)につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

- Q7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。
- A7 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。 具体的なお手続については、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q8 株式併合後でも単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。
- A8 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を 所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。具 体的なお手続については、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問 い合わせください。
- Q9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか?
- A9 次のとおり予定しております。

平成29年6月29日定時株主総会

平成 29 年 9 月 26 日 現在の単元株式数 1,000 株単位での売買最終日

平成29年9月27日100株単位での売買開始日

平成29年10月1日株式併合および単元株式数の変更の効力発生日

平成29年10月下旬株式併合割当通知の発送

平成29年12月上旬端数株式の処分代金のお支払い

- Q10 株主は何か手続をしなければならないのですか。
- A10 特に必要なお手続はございません。

## 【お問合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UF J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777(通話料無料)

受付時間 平日9時~17時 (土・日・祝日等を除く)

以上